

議事要旨(2) 金融商品専門委員会における検討状況（公正価値）について

冒頭、加藤副委員長（専門委員長）から、公正価値測定及びその開示に関するプロジェクトの専門委員会での審議状況並びに今後のスケジュールについて説明がなされ、丸岡専門研究員より公開草案に対するコメントへの対応案についてディスカッション・ポイントに沿って具体的な説明がなされた。

説明の後、委員・オブザーバーからの主な発言及び事務局からの説明は以下のようのものであった。

- ある委員から、本日のディスカッション・ポイントについては、事務局提示の方向性を了解との意見があった一方で、他の委員からは、賃貸等不動産における遊休不動産に係る開示や、不動産を段階的取得する場合で現状では賃貸駐車場として利用しているケースなどでは最有効使用に関して企業機密に係る部分もありうることなど、単にIASBの公開草案に倣うのではなく日本の現状を掘り下げて、慎重に検討すべきとの意見があった。これらに対して、事務局からは意見として考慮していく旨の回答があった。
- あるオブザーバーから、最有効使用（11 項）に関して、「通常、現在の使用が最有効使用であると考えられるため」との但し書きは、IASB の公開草案にない一節であり、論理的にも無関係であるので削除すべきであるとの指摘があった。これらに対し事務局からは、もともとの IASB の公開草案にはなかった一節だが作成者からの要望を受けスタッフドラフトで挿入されており、ASBJ としても IASB に倣った形で、「通常、現在の使用が最有効使用であると考えられるため」という一節を挿入した次第であるとの回答があった。

また、同オブザーバーから、公表価格が入手できる場合には割増・割引の適用を一律に排除するとの IASB・FASB の暫定決定に対して、ASBJ も基準最終化に際し「公表価格を入手できる場合」という条件を入れるか否かに関して、支配権入手の場合は、上場企業の株式を持ちかつ支配権を有してれば連結しているので、公正価値で株を評価することはないため、同条件が問題となることはないとの指摘があった。これに対し事務局からは、指摘を踏まえて検討するとの回答があった。

以 上